

法律に基づく「緊急事態宣言」の解除に伴う
日建連関西支部の事務局体制に関するお知らせ

2021年3月1日
一般社団法人日本建設業連合会関西支部

1月13日から発令されておりました政府の「緊急事態宣言」(当支部所在地の大阪府も対象地域)が2月28日に解除されました。

これにより、緊急事態宣言下の事務局体制を改め、3月1日からは、感染防止対策の徹底を継続しつつ、通常どおりの事務局体制といたします。

緊急事態宣言下においては、ご利用の皆様には大変ご不便をお掛けしましたが、ご理解、ご協力に感謝申し上げます。

なお、今後の情勢により、再び対応の必要が生じた場合には、改めてお知らせいたします。

以上